

橋処理センター維持管理情報

平成23年4月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	3,038.11
	2号炉	可燃性混合廃棄物	4,335.79
	3号炉	可燃性混合廃棄物	109.85

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ^{※1}に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		平成23年4月1日 ~ 平成23年4月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 ^{※2}	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	炉出口	873	800°C以上
	2号炉	炉出口	850	
	3号炉	炉出口	焚上げ中	
集じん器に流入する ^{※3} 燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	集じん器入口	224	おおむね 200°C以下
	2号炉	集じん器入口	225	
	3号炉	集じん器入口	焚上げ中	
煙突から排出される排ガス中の 一酸化炭素の濃度 (ppm)	1号炉	集じん器出口	26.2	100ppm以下
	2号炉	集じん器出口	9.6	
	3号炉	集じん器出口	焚上げ中	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉	運転中
	2号炉	運転中
	3号炉	平成23年4月6日
排ガス処理設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉	運転中
	2号炉	運転中
	3号炉	平成23年4月6日

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目	対象	測定に係る排ガスを 採取した年月日		測定の結果の 得られた年月日	
		測定に係る排ガスを 採取した位置	測定の結果	基準値	
煙突から排出される排ガス中の ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	1号炉	—	年2回の測定のため4月分はなし	年2,6回の測定のため4月分はなし	1.0ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	—	〃	〃	
	3号炉	—	〃	〃	
硫黄酸化物濃度 (ppm) 【硫黄酸化物排出量 (m ³ N/h)】	1号炉	—	年6回の測定のため4月分はなし	—	【42.15m ³ N/h】
	2号炉	—	〃	〃	
	3号炉	—	〃	〃	
ばいじん濃度 (g/m ³ N) (O ₂ 12%換算)	1号炉	—	〃	〃	0.04g/m ³ N
	2号炉	—	〃	〃	
	3号炉	—	〃	〃	
塩化水素濃度 (mg/m ³ N) (O ₂ 12%換算)	1号炉	—	〃	〃	550mg/m ³ N
	2号炉	—	〃	〃	
	3号炉	—	〃	〃	
窒素酸化物濃度 (ppm) (O ₂ 12%換算)	1号炉	—	〃	〃	300ppm
	2号炉	—	〃	〃	
	3号炉	—	〃	〃	

※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※2 測定の結果については、月の平均値とする。

※3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度は、集じん器の性能上の理由から230°Cに設定。

(煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度は、平成21年度公表値0.0028ng-TEQ/m³N)